

# 東京大学大学院工学系研究科原子力専攻放射線障害予防規程

平成17年4月1日制定

平成22年9月1日改正

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に規定する放射線障害予防規程として、この規程を定める。

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この規程は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「障害防止法」という。）に基づき、東京大学大学院工学系研究科原子力専攻（以下「専攻」という。）における放射性同位元素及び放射性同位元素によつて汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）並びに放射線発生装置の取扱い及び管理に関する事項を定め、専攻における放射線障害の発生を防止し、公衆の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

**第2条** この規程は、専攻が所有する使用施設、貯蔵施設及び廃棄施設（以下「放射線施設」という。）に立ち入るすべての者に適用し、専攻の共同利用管理本部が日本原子力研究開発機構で行う業務については適用しない。

(用語の定義)

**第3条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「放射線作業」とは、放射性同位元素等の使用、保管、運搬及び廃棄の作業及び放射線発生装置の取扱い作業をいう。
- (2) 「業務従事者」とは、放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため、管理区域に立ち入る者で、専攻長が放射線業務従事者に指定した者をいう。
- (3) 「一時立入者」とは、見学等の目的で管理区域に一時的に立ち入る者をいう。

(他の規程等との関連)

**第4条** 原子炉及び核燃料物質に係る放射線による障害の防止については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律その他の原子炉及び核燃料物質に係る法令に定められるもののほか、専攻に係る原子炉施設保安規定及び核燃料物質の使用に係る保安規定に定めるところによる。

(下部規則の制定)

**第5条** この規程の運用にあつては、次の各号に掲げる規則を設ける。

- (1) 核融合炉ブランケット設計基礎実験装置安全管理規則
- (2) 重照射研究棟・設備安全管理規則
- (3) 直線加速装置管理規則

(遵守等の義務)

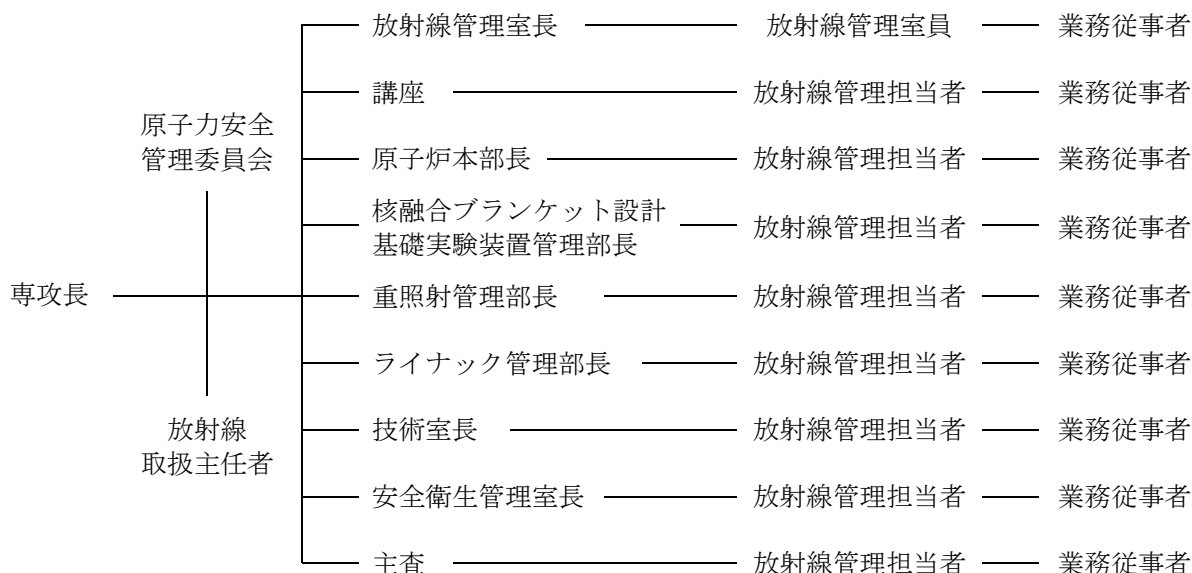
**第6条** 業務従事者及び一時立入者は、放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示に従わなければならない。

## 第2章 組織及び職務

(組織)

**第7条** 専攻長は、専攻における放射線障害防止業務を統轄する。

2 専攻における放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い並びに安全管理に従事する者に関する組織は、以下のとおりとする。



(原子力安全管理委員会)

**第8条** 専攻に係る放射線管理の基本方針を審議するために、専攻に原子力安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、専攻長を委員長とし、放射線取扱主任者、放射線管理室長、講座所属の教授、原子炉本部長、核融合炉ブランケット設計基礎実験装置管理部長、重照射管理部長、ライナック管理部長、技術室長、安全衛生管理室長、主査及び専攻長が選任する委員若干名をもつて構成する。

3 委員会は、放射線障害の防止に関して、次の各号に規定する事項を審議する。

- (1) 職員他の放射線障害防止についての対策措置に関すること。
- (2) 施設、設備の設置、改修又は性能の変更に係る安全性に関すること。ただし、軽微なものについては、専攻長の判断に基づき除くことができる。
- (3) この規程の改廃に関すること。
- (4) その他専攻長が放射線障害の防止上必要と認める事項。

4 委員会には、必要に応じ、部会等を設けることができる。

(放射線取扱主任者)

**第9条** 専攻の放射線障害防止について監督を行うため、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を置く。

2 主任者は、専攻に所属し、第1種放射線取扱主任者免状を有する者の中から専攻長が1名以上を任命する。

3 主任者が複数いる場合は、主任者（正）を1名、その他の者を主任者（副）とする。主任者（副）は主任者（正）がその職務を行うことができない場合にはその職

務を代行する。

- 4 専攻長は、放射線管理上重要な事項について主任者の意見を求めなければならない。
- 5 主任者は、専攻の放射線管理に関して必要と認めたときには、専攻長に意見を具申することができる。その場合、専攻長は、主任者の意見を尊重しなければならない。
- 6 専攻長は、全ての主任者がその職務を行うことができない場合には職務を行うことができない期間における職務を代理させるために、主任者の代理者を選任しなければならない。
- 7 第2項の規定は、前項の代理者にも適用する。
- 8 専攻長は全ての主任者に法で定められた期間毎に定期講習を受講させなければならない。

(主任者の職務)

**第10条** 主任者は、専攻における放射線障害の発生の防止に係る監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この規程の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出、報告の審査
- (4) 立入検査等の立合
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 専攻長に対する意見の具申
- (7) 使用状況、施設、帳簿及び書類等の審査
- (8) 関係者への助言、勧告及び指示
- (9) 委員会の開催の要請
- (10) 放射線施設の点検（以下「自主点検」という。）に関する事項
- (11) その他放射線障害防止に関し必要な事項

(放射線管理室)

**第11条** 専攻に係る放射線管理業務は、委員会の決定に基づき、放射線管理室が統轄する。

- 2 放射線管理室に放射線管理室長（以下「管理室長」という。）を置く。管理室長は、放射線管理室を統轄し、専攻に係る放射線管理業務に責任を負う。
- 3 放射線管理室は、次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 管理区域に立ち入る者の入退域、放射線被ばく及び放射性汚染の管理
  - (2) 放射線施設、管理区域境界、事業所境界に係る放射線の量及び表面密度の測定
  - (3) 放射線管理測定器の保守
  - (4) 放射性同位元素等の受入、払出、使用、保管、運搬及び廃棄に関する管理
  - (5) 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務

(技術室)

**第12条** 専攻の放射線管理に係る以下の各号に掲げる業務は、技術室長が行う。

- (1) 電気設備の運転及び保守に関する業務
- (2) 給排気設備、給水設備の運転及び保守に関する業務

(事務室)

**第 1 3 条** 主査は、第 34 条に基づく業務従事者の健康診断を具体的実施する。

(放射線施設責任者)

**第 1 4 条** 専攻が有する各放射線施設に放射線施設責任者（以下「施設責任者」という。）を置く。

- 2 施設責任者は、それぞれの放射線施設の取扱い管理を行う第 7 条第 2 項に規定される組織の講座、部及び室の責任者が担当する。
- 3 施設責任者は、それぞれ担当の放射線施設の管理業務を統括する。
- 4 施設責任者は、所掌する放射線施設に係る放射線障害防止のために必要な措置を講じるとともに、当該施設の管理区域に立ち入る者に対し、主任者が放射線障害防止のために行う指示等を遵守するように徹底させなければならない。

(放射線管理担当者)

**第 1 5 条** 放射線管理室を除く第 7 条第 2 項に規定される組織の講座、部及び室にそれぞれ 1 名の放射線管理担当者を置き、放射線管理業務を補佐させる。

- 2 前項の放射線管理担当者は、専攻の職員で放射線管理に関する知識を有する者でなければならない。

(業務従事者)

**第 1 6 条** 専攻において放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱い業務に従事する者は、業務従事者として登録しなければならない。

- 2 業務従事者は、各所属の責任者の申請に基づき、主任者及び管理室長の同意のもとに、専攻長が承認し、管理室長がこれを登録管理する。
- 3 専攻長は、前項の承認を行うにあたり、業務従事者として申請した者に対し、第 33 条に定める教育及び訓練並びに第 34 条に定める健康診断を各所属の責任者に実施させ、その結果を確認しなければならない。

### 第3章 管理区域

(管理区域)

**第17条** 専攻長は、委員会の決定に基づき、専攻に係る放射線管理の目的のために管理区域を指定し、その境界には壁、柵その他の人がみだりに立ち入らないようにするための方策を施さなければならない。

2 前項で指定する管理区域は、原則として障害防止法に定める基準による。

3 施設責任者は、次の各号に定める者以外の者を担当する管理区域に立ち入らせてはならない。

(1) 業務従事者として第16条に基づき登録されている者

(2) 見学者等で、一時立入者として施設責任者が認める者

(管理区域に関する遵守事項)

**第18条** 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 定められた出入口から出入りすること。

(2) 管理区域に立ち入るときは、所定の手続きを行うこと。

(3) 個人線量計を指定された部位に着用すること。

(4) 管理区域内において飲食、喫煙を行わないこと。

(5) 業務従事者は、主任者が放射線障害の防止及び放射線施設の保安を確保するために行う指示に従うこと。

(6) 一時立入者は、主任者及び業務従事者が放射線障害の防止及び放射線施設の保安を確保するために行う指示に従うこと。

2 密封されていない放射性同位元素等を取り扱う管理区域に立ち入る者は、前項のほか次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 専用の作業衣、作業靴及びその他必要な保護具等を着用すること。また、これらのものを着用したままで管理区域の外へ出ないこと。

(2) 放射性同位元素を体内摂取したとき又はそのおそれがあるときは、直ちに放射線管理室に連絡し、その指示に従うこと。

(3) 退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出されたときは、放射線管理室に連絡し、その指示に従い、除染のための措置を取ること。

3 施設責任者は、管理区域の目につきやすい場所に取扱いに係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

(施設の維持管理等)

**第19条** 施設責任者は、担当する放射線施設に係る設備の維持管理を適切に行わなければならない。

2 施設責任者は、管理室長と協議し、担当する放射線施設に係る設備について、別表に掲げるとおり定期的に自主点検を行い、その結果を主任者に報告しなければならない。

3 主任者は、前項の報告により、設備の維持管理が不十分であると判断した場合は、施設責任者に対し当該設備の改善等について必要に応じ勧告することができる。

4 施設責任者は、前項の勧告を受けた場合には、速やかに必要な措置を講じなければならない。

## 第4章 放射性同位元素及び放射線発生装置の取扱い

(密封されていない放射性同位元素の使用)

**第20条** 密封されていない放射性同位元素（以下「非密封放射性同位元素」という。）を使用する者は、施設責任者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 非密封放射性同位元素の使用は、別に定める内規等に従って作業室において行い、承認使用数量を超えないこと。
  - (2) 排気設備が正常に動作していることを確認すること。
  - (3) 吸収材、受け皿の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずること。
  - (4) しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
  - (5) 遠隔操作装置、かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
  - (6) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
  - (7) 作業室においては、作業衣、保護具等を着用して作業すること。また、これらを着用したままで管理区域から退出しないこと。
  - (8) 作業室から退出するときは、身体及び作業衣、履物、保護具等身体に着用している物の汚染を検査し、汚染があつた場合は除去すること。
  - (9) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと。
  - (10) 表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。
  - (11) 非密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合には、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等事故の発生の防止措置を講ずること。
- 2 放射性同位元素の使用にあつては、あらかじめ管理室長並びに施設責任者の承認を受けなければならない。

(密封された放射性同位元素の使用)

**第21条** 密封された放射性同位元素（以下「密封放射性同位元素」という。）を使用する者は、施設責任者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用に際して、放射線測定器により密封状態が正常であることを確認すること。
- (2) しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
- (3) 遠隔操作装置、かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
- (4) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
- (5) 密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じて柵等を設け、注意事項を明示する等事故の発生の防止措置を講ずること。
- (6) 線源を移動して使用する場合は、使用後直ちにその線源の紛失、漏えい等の異常の有無を放射線測定器等により点検し、異常が判明した場合には、探査その他放射線障害を防止するため必要な措置を講ずること。
- (7) 機器に装備された線源を使用する場合は、線源を機器に固定したままで使用すること。
- (8) インターロック等を設置している場合には、使用前にインターロック等が正

常に作動することを確認するとともに、立ち入りを禁止している区域に人がいないことを確認すること。

- 2 放射性同位元素の使用にあたっては、あらかじめ管理室長並びに施設責任者の承認を受けなければならない。

(放射線発生装置の使用)

**第22条** 放射線発生装置を使用する者は、施設責任者の管理のもとに、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) インターロック等を設置している場合は、使用前にインターロック等が正常に作動することを確認するとともに、立ち入りを禁止している区域に人がいないことを確認すること。
- (2) 使用中は、運転中であることを明示すること。
- (3) しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
- (4) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。

- 2 放射線発生装置の使用にあたっては、あらかじめ管理室長並びに施設責任者の承認を受けなければならない。

(管理規則及び取扱マニュアル等の作成)

**第23条** 施設責任者は、所掌する放射線施設の利用開始に際しては、当該放射線施設の使用、保守維持管理等を定めた管理規則及び取扱マニュアル等を作成し、委員会に提出しなければならない。また、これを変更する場合も同様とする。

- 2 委員会は、前項の管理規則及び取扱マニュアル等が放射線管理上不相当と認めた場合には、それらを改めるように施設責任者に勧告しなければならない。

(使用承認申請)

**第24条** 施設責任者は、所掌する放射線施設で新たに放射性同位元素又は放射線発生装置を使用しようとするときには、あらかじめその核種、数量、性能、構造、用途その他使用承認申請に関して必要な事項を管理室長に届け出なければならない。

- 2 管理室長は、前項の届出を受けたときには、専攻長及び主任者と協議し、所定の手続きをとらなければならない。



## 第5章 保管、運搬及び廃棄

(保管)

- 第25条** 放射性同位元素は、所定の容器に入れ、所定の貯蔵室又は貯蔵箱に貯蔵すること。
- 2 貯蔵室又は貯蔵箱には、その貯蔵能力を超えて放射性同位元素を貯蔵しないこと。
  - 3 貯蔵箱又は耐火性の容器は、放射性同位元素を保管中にこれらをみだりに持ち運びできないようにするための措置を講ずること。
  - 4 非密封放射性同位元素を貯蔵室又は貯蔵箱に保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収材、受け皿を使用する等貯蔵室又は貯蔵箱内に汚染を拡大させないための措置を講ずること。
  - 5 密封放射性同位元素であつて機器に装備されているものは、装備した状態で保管すること。
  - 6 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害防止に必要な注意事項を掲示すること。

(管理区域における運搬)

- 第26条** 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(事業所内における運搬)

- 第27条** 事業所内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、前条に規定する措置に加えて、次の各号に掲げる措置を講じるとともに、あらかじめ管理室長の承認を受けて行わなければならない。
- (1) 放射性同位元素等を収納した輸送容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により亀裂や破損が生ずるおそれのないように措置すること。
  - (2) 表面密度については、搬出物の表面の放射線同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えないように措置すること。
  - (3) 1センチメートル線量当量率については、搬出物の表面において2ミリシーベルト毎時を超えず、かつ搬出物の表面から1メートル離れた位置において100マイクロシーベルト毎時を超えないように措置すること。
  - (4) 運搬経路を限定し、必要に応じ、見張り員の配置、標識等の方法により、関係者以外の者の接近及び運搬車両以外の通行を制限すること。
  - (5) 車両で運搬する場合には、運搬車両の速度を制限し、必要な場合には伴走車を配置すること。
  - (6) 監督者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。
  - (7) 車両及び輸送容器表面に所定の標識を付けること。
  - (8) その他関係法令に基づき実施すること。

(事業所外における運搬)

- 第28条** 事業所外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、管理室長及び主任者の承認を得るとともに、関係法令に定められる基準に適合する措置を講じなければならない。

(廃 棄)

- 第29条** 業務従事者は、固体状放射性廃棄物を不燃性のものと可燃性のものに区分し、それぞれ専用の廃棄物容器に収納しなければならない。ただし、廃棄物容器に収納することが著しく困難な場合には、管理室長の指示に従わなければならない。
- 2 業務従事者は、前項の廃棄物容器を適宜廃棄物貯蔵施設に運搬し、放射線管理室員の立会いのもとに固体廃棄物保管容器に封入しなければならない。
  - 3 管理室長は、前項の規定により保管した廃棄物を管理し、適宜その処理を日本原子力研究開発機構等に委託しなければならない。
  - 4 業務従事者は、液体状放射性廃棄物を酸性、塩基性、有機溶液等に区分し、それぞれ専用の容器に保管しなければならない。
  - 5 業務従事者は、前項の廃棄物容器を適宜廃棄物貯蔵施設に運搬し、管理室員の立会いのもとに液体状廃棄物保管容器に収納しなければならない。
  - 6 管理室長は、前項以外の液体状廃棄物を貯留槽に貯蔵し、適宜廃液中の放射性物質の濃度を測定して、濃度限度以下とすることが著しく困難な場合には、前項の廃棄物とともに日本原子力研究開発機構等にその処理を委託しなければならない。
  - 7 管理室長は、前項の測定で濃度限度以下の場合には、日本原子力研究開発機構第1排水口に排水するものとする。
  - 8 管理室長は、排気口における気体状の放射性廃棄物の濃度を監視し、濃度限度を超えないように管理しなければならない。
  - 9 管理室長は、前項において濃度限度を超えたとき又は超えるおそれのあるときには、施設責任者に対しその原因の除去、使用の停止等について必要な勧告を行うものとする。
  - 10 施設責任者は、前項による勧告を受けたときには、速やかに必要な措置を講じなければならない。

## 第6章 測定

(放射線測定器の保守)

**第30条** 管理室長は、安全管理に係る放射線測定器について常に正常な機能を維持するように保守しなければならない。

(場所の測定)

**第31条** 管理室長は、放射線障害のおそれのある場所について放射線の量及び放射線同位元素による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し、記録しなければならない。

- 2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。
- 3 測定は、次の各号に従い行わなければならない。
  - (1) 放射線の量の測定は、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設、管理区域境界及び事業所境界について行うこと。
  - (2) 放射性同位元素による汚染の状況の測定は、作業室、汚染検査室、排気設備の排気口、排水設備の排水口及び管理区域境界について行うこと。
  - (3) 実施時期は、取扱い開始前に1回、取扱い開始後にあつては、1月を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、排気口又は排水口における測定は、排気又は排水のつど行うこと。
- 4 管理室長は、次の各号に掲げる事項を含む測定結果を記録し、保存しなければならない。
  - (1) 測定日時
  - (2) 測定箇所
  - (3) 測定をした者の氏名
  - (4) 放射線測定器の種類及び型式
  - (5) 測定方法
  - (6) 測定結果
- 5 前項の記録は、管理室長が5年間保存する。

(個人被ばく線量の測定)

**第32条** 管理室長は、管理区域に立ち入る者に対して適切な個人線量計を着用させ、次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、個人線量計を用いて測定することが著しく困難な場合には、放射線測定器を用いることとする。また、測定が困難な場合には、計算によつてこれらの値を算出することとする。

- (1) 放射線の量の測定は、外部被ばくによる線量について行うこと。
- (2) 測定は、胸部（女子にあつては腹部）について1センチメートル線量当量及び70マイクロメートル線量当量（中性子線については1センチメートル線量当量）を測定すること。
- (3) 頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部から成る部分（女子にあつては腹部及び大たい部から成る部分）以外の部分である場合にあつては、前号のほか、当該外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分についても行うこと。

- (4) 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合にあつては、第2号及び第3号のほか、当該部位についても行うこと。
- (5) 放射性同位元素を誤つて摂取した場合又はそのおそれのある場合には、内部被ばくについても測定を行うこと。
- (6) 測定は、管理区域に立ち入る者について管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者については、外部被ばくの線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うものとする。
- (7) 次に掲げる項目について、測定の結果を記録すること。
- イ 測定対象者の氏名
  - ロ 測定をした者の氏名
  - ハ 個人線量計又は放射線測定器の種類及び型式
  - ニ 測定方法
  - ホ 測定部位及び測定結果
- (8) 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする一年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について当該期間毎に集計し記録すること。
- (9) 第7号の測定結果から実効線量等を算出し、次に掲げる項目について記録すること。
- イ 算定年月日
  - ロ 対象者の氏名
  - ハ 算定をした者の氏名
  - ニ 算定対象期間
  - ホ 実効線量
  - ヘ 等価線量及び組織名
- (10) 前号の算定は、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに女子にあつては毎月1日を始期とする1月間について当該期間毎に行い記録すること。ただし、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合には、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに当該1年間を含む5年間について累積実効線量を毎年度集計し、次に掲げる項目について記録すること。
- イ 集計年月日
  - ロ 対象者の氏名
  - ハ 集計した者の氏名
  - ニ 集計対象期間
  - ホ 累積実効線量
- (11) 第7号から第10号の記録は、管理室長が永久に保存するとともに、記録のつど対象者に対しその写しを交付すること。

## 第7章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

**第33条** 専攻長は、東京大学アイソトープ総合センターとの連携のもとに、放射線業務従事者の教育訓練に関する実施要項に基づき、放射線の取扱いに必要な教育及び訓練を実施しなければならない。

2 前項の規定による教育及び訓練は、次の各号に定めるところによる。

(1) 実施時期は、次のとおりとする。

- イ 新規業務従事者の教育及び訓練は、業務従事者として登録する前
- ロ 再教育は、継続して業務従事者である者について前回の教育及び訓練から1年を超えない期間ごと
- ハ 一時立入者については、管理区域に立ち入る前

(2) 前号イについては、次に掲げる項目及び時間数を、またロについては、次に掲げる項目について実施すること。

- イ 放射線の人体に与える影響 30分以上
- ロ 放射性同位元素等又は放射線発生装置の安全取扱い 4時間以上
- ハ 放射線障害防止に関する法令 1時間以上
- ニ 放射線障害予防規程 30分以上
- ホ その他放射線障害防止に関して必要な事項

3 前項の規定にかかわらず、前項第2号に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、教育及び訓練の一部を省略することができる。

4 施設責任者は、一時立入者に対して放射線障害を防止するために必要な教育を実施しなければならない。

## 第8章 健康診断

(健康診断)

**第34条** 専攻長は、東京大学保健・健康推進本部との連携のもとに、放射線業務従事者の健康管理に関する実施要項に基づき、業務従事者に対し次の各号に従う所定の健康診断を実施しなければならない。

(1) 実施時期は、次のとおりとする。

イ 業務従事者として登録する前

ロ 管理区域に立ち入った後にあつては、所定の期間ごと。

(2) 健康診断は、問診及び検査又は検診とする。

(3) 問診は、被ばく歴及びその状況について行うこと。

(4) 検査又は検診は、次の部位及び項目について行うこと。ただし、イからハについて（業務従事者として登録する前の健康診断にあつてはハについて）は、医師が必要と認める場合に行うものとする。

イ 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数及び白血球数及び白血球数百分率

ロ 皮膚

ハ 眼

2 専攻長は、前項各号の規定にかかわらず、業務従事者が次の一に該当する場合には、遅滞なくその者についての健康診断を行わなければならない。

(1) 放射性同位元素を誤つて摂取した場合

(2) 放射性同位元素により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合

(3) 放射性同位元素により皮膚の創傷面が汚染され又は汚染されたおそれのある場合

(4) 実効線量で5ミリシーベルト又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし又は被ばくしたおそれのある場合

3 管理室長は、次の各号に掲げる事項を含む健康診断の結果を記録しなければならない。

(1) 実施年月日

(2) 対象者の氏名

(3) 健康診断を実施した医師名

(4) 健康診断の結果

(5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置

4 健康診断の結果は、管理室長が永久に保存するとともに、実施のつど記録の写を対象者に交付しなければならない。

(放射線障害を受けた者に対する措置)

**第35条** 管理室長は、業務従事者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合には、主任者と協議し、その程度に応じて管理区域への立ち入り時間の短縮、立ち入りの禁止、配属替等の健康の保持等に必要措置を専攻長に具申しなければならない。

2 専攻長は、前項の具申があつた場合には、適切な措置を講じなければならない。

## 第9章 記帳及び保存

(記帳)

**第36条** 管理室長は、使用、受入れ、払出し、保管、運搬、廃棄並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え、記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 使用

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素装備機器の名称
- ハ 放射線発生装置の種類
- ニ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用の年月日、目的、方法及び場所
- ホ 放射性同位元素又は放射線発生装置の使用に従事する者の氏名

(2) 受入れ、払出し

- イ 放射性同位元素等の種類及び数量
- ロ 受入れ又は払出しの年月日
- ハ 受入れ又は払出しの相手方の氏名又は名称

(3) 保管

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素装備機器の名称
- ハ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- ニ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(4) 運搬

- イ 工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日と方法
- ロ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(5) 廃棄

- イ 放射性同位元素等の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素装備機器の名称
- ハ 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
- ニ 放射性同位元素等の保管に従事する者の氏名

(6) 第33条の教育及び訓練

- イ 教育及び訓練の実施年月日、項目及び時間数
- ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名

(7) 第19条第2項の自主点検

- イ 自主点検の年月日、結果及びこれに伴う措置の内容
- ロ 自主点検を行つた者の氏名

3 前項に定める帳簿は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日に閉鎖し、管理室長が5年間保存しなければならない。

## 第10章 緊急時の措置等

(災害等)

**第37条** 施設責任者は、地震、火災等の災害が発生した場合には、別図により関係者に連絡するとともに、状況に応じて別表に準じる施設、設備等の点検を実施しなければならない。また、点検の結果は、主任者を経て、専攻長に報告しなければならない。

(危険時の措置)

**第38条** 放射性同位元素等又は放射線発生装置に関し、地震、火災、運搬中の事故等の災害が発生し、それによる放射線障害が発生し又は発生するおそれがある場合（以下「異常事態」という。）には、その発見者は、直ちに管理室長並びに施設責任者に以下の各号に掲げる事項を通報し、その指示に従うとともに、異常事態の拡大防止、避難警告等に必要な措置を講じなければならない。

- (1) 異常事態発生場所
- (2) 異常事態発見の時間
- (3) 過剰被ばく者若しくは汚染した者又はそのおそれのある者の有無及び氏名
- (4) その他管理室長及び施設管理者が必要とする事項

(通報等)

**第39条** 管理室長は、前条の通報を受けた場合には、直ちに主任者及び専攻長に異常事態の発生に関する通報を行わなければならない。

- 2 専攻長は、前条の通報を受けた場合には、学内及び学外の関係機関に直ちに通報するとともに、遅滞なく文部科学大臣又は国土交通大臣に届け出なければならない。

(放射線管理室等のとる措置)

**第40条** 管理室長は、異常事態発生の通報を受けた場合又は発見した場合には、担当する施設責任者に放射性同位元素等又は放射線発生装置の使用の禁止又は室内への立ち入りの禁止などの措置のほか、事態の収束に関して必要な指示をしなければならない。

- 2 管理室長は、放射線障害又はそのおそれのある者が生じた場合には、状況に応じて救急措置をとるとともに、医師の診断を受けさせなければならない。
- 3 業務従事者等は、異常事態のため、管理室長の指示により使用を禁止された放射性同位元素等又は放射線発生装置及び立ち入りを禁止された区域については、管理室長の許可があるまで使用又は立ち入りを行ってはならない。
- 4 管理室長は、異常事態の発生に係る施設責任者と協力して報告書を作成し、委員会に提出しなければならない。
- 5 委員会は、前項の規定により提出された報告書を検討し、必要と認めた場合には、作業内容又は作業環境の改善等について関係者に勧告するとともに、その実施に協力しなければならない。



(報告)

**第41条** 専攻長は、以下の各号に掲げる通報を受けたときには、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を10日以内に、それぞれ学内及び学外の関係機関並びに文部科学大臣に報告しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生した場合
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えたとき。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩したとき。
- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩したとき。ただし次のいずれかに該当するときは除く。

イ 気体状の放射性同位元素等が漏洩した場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがないとき。

ロ 漏洩した液体状の放射性同位元素等が漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかった時。

- (6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれがあるとき。

イ 使用施設内の人が常時立入る場所において人が被ばくするおそれのある線量

ロ 事業所の境界（及び事業所内の人が居住する区域）における線量

- (7) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又はこえる恐れがあるとき

イ 放射線業務従事者 : 5 mSv

ロ 放射線業務従事者以外の者 : 0.5 mSv

- (8) 業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合

- (9) 前各号のほか、放射線障害が発生し又は発生するおそれのある場合

2 管理室長は、法令等に定められる所定の様式により、放射線管理状況報告書を毎年4月1日より翌年3月31日までの期間について作成し、専攻長に報告しなければならない。

3 専攻長は、前項の報告を受けた場合には、法令で定められる期間内（年度末から3月以内）に文部科学大臣に報告しなければならない。

付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成22年9月1日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

別表 自主点検項目

1. 共通項目

(1) 管理区域の区画

点 検 項 目	点検頻度
・ 柵等が設けられている場合は、破損等していないことの確認	1 / 3月
・ 通常利用しない出入口等がある場合は、施錠されていることの確認	〃

(2) 構造、しゃへい壁等

点 検 項 目	点検頻度
・ しゃへい壁等に、ひび割れ、破損、隙間等がないことの確認	1 / 6月
・ 構造物が耐火性であることの確認	〃

(3) 標識の掲示

点 検 項 目	点検頻度
・ 放射線施設及び管理区域の境界には、放射線施設に応じて定められた標識が設置されていることの確認	1 / 6月
・ 標識に色あせ、破損等がないことの確認	〃

(4) 注意事項の掲示

点 検 項 目	点検頻度
・ 放射線施設又は管理区域には、注意事項が掲げられていることの確認	1 / 6月
・ 管理組織や連絡体制について現状とあった内容が掲げられていることの確認	〃

2. 密封されていない放射性同位元素を使用する施設の自主点検項目

(1) 作業室 (則第14条の7第1項第4号)

点 検 項 目	点検頻度
a 構 造 ・床等の仕上材の目地等が開いて隙間が生じていないことの確認 ・壁、床に亀裂がないことの確認	1 / 3月 〃
b 表面材料 ・壁、床その他の表面材料にひび割れ、腐食、はく離や磨滅がないことの確認	〃
c フード ・フードが確実に排気設備に接続され、連結部に腐食、破損等がないことの確認 ・吸引方向を変えるためのダンパーがあるときは、作動させてその機能に異常のないことの確認 ・フードの扉を閉じたとき、バイパスから十分に排気され、室内空気の流れに大きな変化を生じないことの確認	1 / 6月 〃 〃
d グローブボックス ・グローブボックスが確実に排気設備に接続され、連結部による腐食、破損等がないことの確認 ・適切な負圧が得られていることの確認 ・ボックス部分（出し入れ部を含む）に損傷や、接合部に隙間がないことの確認 ・グローブの破損とボックスとの接合部に異常のないことの確認	〃 〃 〃 〃
e 流 し ・流しに漏水するような損傷がないことの確認 ・流しと配管の接続部から漏水またはその痕跡がないことの確認	1 / 3月 〃
f 作業室内の換気 ・作業室内の空気が排気口やフードから排出されていることの確認	1 / 6月
g 標 識 ・作業室毎に「放射性同位元素使用室」の標識が設置してあることの確認 ・設置位置が作業室の出入口またはその付近であることの確認	〃 〃

(2) 汚染検査室（則第14条の7第1項第5号）

点 検 項 目	点検頻度
a 構 造 ・床等の仕上材の目地等が開いて隙間が生じていないことの確認 ・壁、床に亀裂がないことの確認	1 / 3月 〃
b 表面材料 ・壁、床その他の表面材料にひび割れ、腐食、はく離や磨滅がないことの確認	〃
c 洗浄設備 ・流し、シャワー等が排水設備に連結されていること の確認 ・流しは排水の流れがよく、かつ漏洩していないこと の確認	1 / 6月 〃
d 標 識 ・「汚染検査室」の標識が設置してあること の確認 ・設置位置が汚染検査室へ出入りするとき見やすい 場所であること の確認	1 / 3月 〃

(3) 貯蔵室、貯蔵箱  
（則第14条の9第1項第5号、則第17条第1項第3の2号）

点 検 項 目	点検頻度
a 閉鎖の設備または器具 ・錠などで確実に閉鎖できること の確認 ・鍵などの閉鎖の用具が適切な方法で保管 されていること の確認	1 / 3月 〃
b 放射性同位元素を保管中の貯蔵箱に係る措置 ・みだりに持ち運べないように、措置 されていること の確認	〃
c 標 識 ・貯蔵室には「貯蔵室」標識が、その出入口 またはその付近に設置してあること の確認 ・貯蔵箱には「貯蔵箱」標識が、その表面に 設置してあること の確認 ・容器には「放射能」標識、「放射性同位元素」 文字、「核種」、「数量」、（特定して許可 された場合は化学形）を記載してあること の確認	〃 〃 〃

(4) 排気設備（則第14条の11第1項第4号）

点 検 項 目	点検頻度
<p>a 排気浄化装置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フィルターチャンバーに空気が漏洩するような損傷がないことの確認</li> <li>・差圧値が正常で、異常な漏洩や目詰まりがないことの確認</li> <li>・フィルターがフィルターチャンバーに密着していることの確認</li> <li>・フィルターの圧力損失が目安値を超えていないことの確認</li> <li>・排気モニターが確実に作動していることの確認</li> </ul>	<p>1／年</p> <p>1／3月</p> <p>1／年</p> <p>1／3月</p> <p>〃</p>
<p>b 排風機</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排風機本体とモータに異常音や過熱がなく、安定した状態で作動していることの確認</li> <li>・ベルトについて損傷や異常なゆるみがないことの確認</li> </ul>	<p>1／年</p> <p>〃</p>
<p>c 排気管</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気管は作業室、フード等と排気浄化装置を、また排気浄化装置と排風機を確実に連結していることの確認</li> <li>・排気管に損傷がないことの確認</li> <li>・ダンパーを作動させて、汚染空気の拡大が防止できることの確認</li> </ul>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>
<p>d 標 識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排気浄化設備の表面に「排気設備」標識を設置してあることの確認</li> <li>・排気口の付近に「排気設備」標識を設置してあることの確認</li> <li>・排気管の表面に「排気管」の表示を設置してあることの確認</li> </ul>	<p>1／6月</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

(5) 排水設備（則第14条の11第1項第5号）

点 検 項 目	点検頻度
a 排水浄化槽 <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水浄化槽を満水状態にしたとき排水の漏洩がないことの確認</li> <li>・排水浄化槽の本体及び内面塗装等に損傷が認められないことの確認</li> <li>・排液採取が安全、確実に行えるように整備されていることの確認</li> <li>・排水採取口付近に設けられた柵に損傷がないことの確認</li> <li>・水位計が正しい水位を示すことの確認</li> </ul>	1 / 年 〃 〃 1 / 6 月 〃
b 排水管 <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水管の、点検できる範囲に、漏洩がないことの確認</li> </ul>	1 / 年
c 標 識 <ul style="list-style-type: none"> <li>・排水浄化槽の表面またはその付近に「排水設備」標識を設置してあることの確認</li> <li>・排水管の地上の露出部分に「排水管」の表示を設置してあることの確認</li> </ul>	1 / 6 月 〃

(6) 保管廃棄設備（則第14条の11第1項第8号）

点 検 項 目	点検頻度
a 閉鎖のための設備または器具 <ul style="list-style-type: none"> <li>・錠などで確実に閉鎖できることの確認</li> <li>・鍵などの閉鎖の用具が適切な方法で保管されていることの確認</li> </ul>	1 / 6 月 〃
b 標 識 <ul style="list-style-type: none"> <li>・保管廃棄設備の入口またはその付近に「保管廃棄設備」標識が設置されていることの確認</li> <li>・保管廃棄設備に設ける容器には「放射能」標識の上部に「放射性廃棄物」の文字を記入されていることの確認</li> </ul>	〃 〃

3. 密封された放射性同位元素を使用する施設の自主点検項目

(1) 使用室

点 検 項 目	点検頻度
<p>標 識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用室ごとに「放射性同位元素使用室」標識を設置してあることの確認</li> <li>・設置位置は使用室の出入口またはその付近であることの確認</li> </ul>	<p>1 / 6 月</p> <p>〃</p>

(2) 線源の貯蔵施設（則第14条の9）

点 検 項 目	点検頻度
<p>a 閉鎖の設備または器具</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・錠などで確実に閉鎖できることの確認</li> <li>・鍵などで閉鎖の用具が所定の方法で保管されていることの確認</li> </ul>	<p>1 / 3 月</p> <p>〃</p>
<p>b 放射性同位元素を保管中の貯蔵箱（耐火性の構造の容器に入れて保管する場合、または表示付放射性同位元素装置機器を容器に入れて保管する場合には、その容器）に係る措置</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・みだりに持ち運べないように、措置されていることの確認</li> </ul>	<p>〃</p>
<p>c 標 識</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貯蔵室の場合は「貯蔵室」標識を出入口またはその付近に設置していることの確認</li> <li>・貯蔵箱の場合は「貯蔵箱」標識をその表面に設置していることの確認</li> <li>・耐火性容器と表示付装置機器の場合は、容器の表面の「放射能」標識に「放射性同位元素」の文字核種、数量を記入したものを設置してあることの確認</li> </ul>	<p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p>

#### 4. 放射線発生装置を使用する施設の自主点検項目

##### (1) 使用室

点 検 項 目	点検頻度
標 識 ・使用室の出入口またはその付近に「放射線発生装置使用室」の標識を設置してあることの確認	1 / 年

##### (2) 入出域管理のための設備（則第14条の7第1項第6号、7号）

点 検 項 目	点検頻度
a インターロック ・インターロックが確実に作動することの確認	1 / 年
b 自動表示装置 ・表示装置は放射線発生装置の使用と連動して、自動的に作動することの確認	〃
c 緊急時安全装置 ・出入口の扉が内側から手動で開けられることの確認 ・安全スイッチが確実に作動することの確認 ・電動ドアの場合、停電しても開けることができることの確認	〃 〃 〃